

**地域の学習拠点として、
また地域の居場所として求められる
今後の公民館のあり方について
～将来を見据えたこれからの公民館～**

答申

令和5年5月

所沢市公民館運営審議会

はじめに

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、全国の公民館が休館や開館時間の短縮、事業の中止や縮小を余儀なくされた。この渦中に人と人とのふれあいや行動は抑制され、本来あるべき日常や街の姿は一変させられた。翻って、こうした状況の好転には、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献する公民館の意義や役割が今こそ重要であると考えます。

さて、所沢市においては、まちづくりセンターが設立されて十余年が経ち、現在は教育委員会と市長部局がそれぞれ管理している公民館とまちづくりセンターについて、管理権限の一元化に向けた検討が始まりました。

人生100年時代に近づくにつれ、公民館の利用者層も変化しており、若者層が公民館から離れ、中高年層の利用が中心になっているのが現状である。まちに目を向ければ、今や児童館や学童クラブ、高齢者福祉施設、民間のカルチャースクールなどが多数存在し、市民の居場所は様々である。また、恒常的に少子高齢化、地域の担い手不足等の問題も横たわっている。

こうした公民館設置期と比較した周辺環境の大きな変化が今後も公民館の役割に影響していくだろう。そこで、市では令和4年7月16日に「市民の声を聴く会」を開催し、住民の公民館への思いを募った。その結果も踏まえて、令和4年8月26日、令和4年度第2回公民館運営審議会において、標記の題目で諮問を受け、令和5年度第1回公民館運営審議会での答申を目途に専門部会を設置した。

専門部会では、現在の公民館を取り巻く状況の変化を振り返り、そのあるべき姿や普遍的な役割を再考し、今後、公民館事業を発展させていく上で必携の論拠となるよう、様々な見地から慎重審議を重ねて、答申案を作成した。

改めて地域の学習拠点として、地域自治の居場所として、人とつながり、交わり、認め合える公民館の役割は不変であり、末永い継承を願うものである。以下、単なる昔は良かった的なノスタルジックな趣旨にならぬことを念頭に、将来を見据えたこれからの公民館のあり方について、答申を行うものである。

令和5年5月

所沢市公民館運営審議会
委員長 三原 由紀子

【目次】

はじめに	1
1. 公民館の変遷	3
(1) その誕生からまちづくりセンターの設置まで	3
(2) まちづくりセンターの設置から現在まで	3
2. 今、公民館に何が求められているのか	4
(1) まちづくりセンターとの一元化をめぐって	4
(2) 公民館に期待される役割と課題	5
3. 今後の公民館のあり方について	6
(1) 社会教育施設としての公民館の維持	6
(2) 多様な市民への利用の拡大	6
(3) 市民と地域のニーズに応える公民館事業の活性化	7
(4) 公民館職員の専門性の向上	7
(5) 公民館の運営について協議する組織	8
(6) 一元化に向けて担保すべき制度上の条件	8
結びに	9
関係条例、規則	
所沢市立公民館設置及び管理条例（抜粋版）	10
所沢市立公民館設置及び管理条例施行規則（抜粋版）	15

1. 公民館の変遷

(1) その誕生からまちづくりセンターの設置まで

所沢の公民館の黎明期は昭和22年、旧山口村の山口公民館の設置に始まる。多くは青年団等の学習・文化活動を行っていた各地区の集会所等が改称したものだ。

昭和27年の「所沢市公民館設置条例」制定に前後して、小手指を皮切りに各地区に順次地域公民館が設置された。時代は高度経済成長期、事業の中心は青年学級、婦人学級、文化祭、体育祭等で、サークル活動も盛んだった。

昭和45年に「所沢市立公民館設置及び管理条例」が制定され、各地区に市立公民館が整備され、それぞれの地域の特色を生かした公民館運営を行うとともに、相互の連絡を図るため、各公民館には15人の公民館運営審議会委員が委嘱された。昭和50年代には人口が増大し、公民館活動はさらに活発に行われるようになった。そのため施設が狭隘となり、昭和60年に初めてホールを備えた小手指公民館分館が建設され、現在に至る全12館が設置された。以後、各地区の公民館は大型館に改築されていった。

時代は平成となり、バブル崩壊に始まる長期的な厳しい財政状況を迎える。人々における個人主義の生活志向が顕著となり、少子高齢化や核家族化、地縁のつながりの希薄化等に起因して公民館事業も減少傾向に転じた。また、各公民館運営審議会は社会教育法の必置規定が無くなったことを受けて、平成14年に全市的な一つの審議会へと統合された。

平成22年には立地も改めて中央公民館、新所沢公民館が新装された。

平成23年、こうした社会情勢の変化を背景に公民館は大きな転換期を迎える。歯止めがかからない地域コミュニティの衰退に一石を投じるため、市は出張所と公民館組織を統合し、コミュニティ推進業務を併せ持った「まちづくりセンター」を各行政地区に設置した。

(2) まちづくりセンターの設置から現在まで

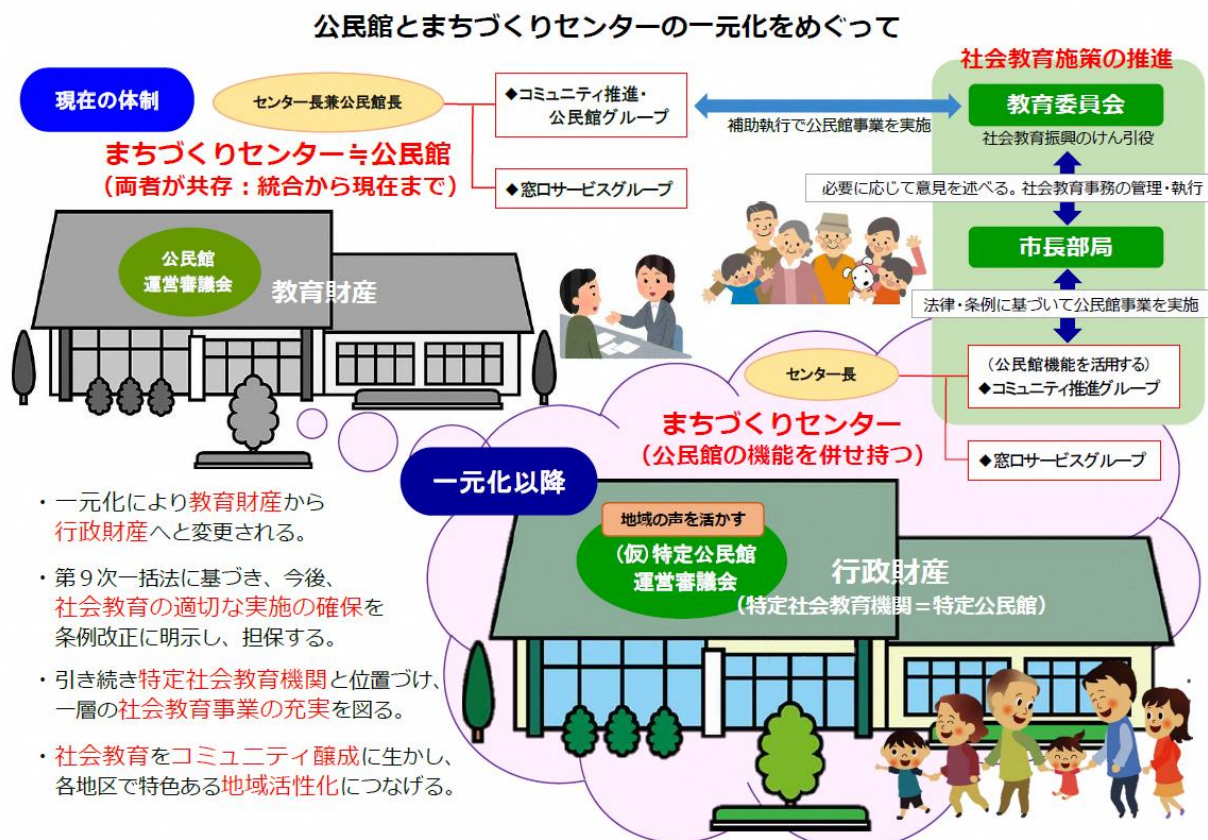
2つの組織の統合の目的は「地域のつながりを形成しながら地域課題の解決に取り組むとともに、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、もって豊かな活力ある地域社会の実現に寄与する」とともに、公共サービスの効率性を高めるために行政の縦割りを解消し、多様化・複雑化する地域課題に対応していくためのネットワークづくりを図ることであった。公民館の名称や機能はそのまま継続し、業務の管理執行権限も教育委員会に残る一方で、職員は市民部まちづくりセンターの所属となり、教育委員会の業務を補助執行することとなった。

まちづくりセンターの現在までの大きな成果としては、新たな地域ネットワーク構築の証として、多くの地区で「地域づくり協議会」が設立されたことが挙げられる。

一方で、公民館事業とコミュニティ推進業務との連携が捗らず、結果的に事業数の

減少や講座等を通じた地域の人材育成の停滞も招いた。職員の地域コーディネイト力や社会教育分野でのスキルアップの必要性、補助執行による二重の指揮命令系統による士気の低下や予算費目の分かりにくさ等も課題として挙げられ、両者の一体的な運営による地域の活性化には繋がっていないのが実情である。

コミュニティの推進に成果を上げながら、こうした現場の声の高まりが、公民館とまちづくりセンターの一元化に向けた議論の発端の一つとなっている。



2. 今、公民館に何が求められているのか

(1) まちづくりセンターとの一元化をめぐって

令和元年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第9次一括法」という。）の施行により、公民館を市長が所管することが可能になった。

まちづくりセンターが設置されて十余年、センター長（市長部局）が立場の違う公民館長（教育委員会）を兼務することとともに、まちづくり推進の比重が高くなり、偏りが生じたことが運営上の課題として捉えられていた。これに加えて、新型コロナウイルス感染症対策への対応で両者の合意形成に時間を要し、所沢市でも第9次一括法に基づいた形での管理権限の一元化の検討が始まった。

第9次一括法では、教育委員会が管理する公民館等の社会教育施設を市長部局に移管する場合、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じることが必要であるとされている。つまり市長部局へ移管が行われた場合、現在の公民館は特定公民館となり、引き続き教育委員会が関与していく中で公民館機能は維持される。

さらに教育委員会と市長部局との連携により、特にコミュニティの推進と公民館の業務連携強化及び一層の事業の充実が図られ、学び・文化・地域づくりといった地域活動の拠点として公民館を再創造することが一元化の目的である。

(2) 公民館に期待される役割と課題

公民館のあり方をめぐって、所沢市公民館運営審議会は、館長の諮問に応じて近年次のような答申を提出してきた。

「生涯学習社会における公民館事業の方向性について」(平成19年)

「『地域の活動拠点』となる公民館の運営体制について」(平成22年)

また、まちづくりセンターが設置されて以降、次のような提言を取りまとめてきた。

「『地域コミュニティの醸成』に向けて公民館のめざす方向」(平成24年)

「公民館の新たなひろがりをつながりをめざして」(平成27年)

これらの答申・提言をふまえ、今公民館に期待される役割と課題として、次のようなことがあげられる。

①地域の学習・活動の拠点

公民館は社会教育法でその目的が定義されている社会教育施設として、長年にわたって地域の学習拠点としての役割を果たしてきた。まちづくりセンターが設置されて以降、集まる・学ぶ・文化を創造するという地域の学習拠点としての役割とともに、知恵を集める・行動する・地域を変える地域活動の拠点としての役割も求められている。公民館に地域の多様な人や団体が集い、交流の場となり、学び活動することを支えるために、今後も利用者目線の施設整備と多様な事業展開は欠くことのできない機能である。

これまで公民館で活動する各種団体の支援に取り組んできたが、これからは公民館を利用してこなかった市民活動団体とも連携することや、地域人材を発掘・育成することが求められる。日常的な人材の掘り起こしに向けた団体との関係づくりや情報の収集・発信、ITを活用した学習環境整備、ロビーの活用なども今後の課題である。

②多様な市民の利用促進

公民館は、世代や属性を問わず、市民が誰でも利用できる施設である。利用者の高齢化と固定化が長年課題として挙げられているが、本来の公民館の役割を果たすためには従来の利用者層と異なる幅広い世代の参加を促すことが期待されている。特に子どもや子育て世代、働き世代といった若い世代の利用促進を図る必要があり、様々な世代が参加できる機会や交流のきっかけづくりに取り組むことが課題である。

同時に、高齢者や障害者、外国人やニートなど地域で困難を抱える人たちへの社会教育の保障も公民館の重要な役割である。

③魅力ある公民館事業

公民館の事業は多岐にわたり、参加人数だけでその評価がはかれるものではないが、講座・学級やイベント・まつりなどについては、テーマや日時、方法、回数など、多くの市民の参加のきっかけを促す工夫が求められる。また、多様な市民の学びと交流・活動を促進していくために、地域の特性を生かした事業や地域にひろがる事業をすすめていくことが期待されている。地域について学び活動する魅力的な講座や学級、イベントを、事業企画委員会や協力会組織と連携・協働することで実現していくことも今後の課題である。

④学校や地域との連携・協働

公民館は学校や地域との連携・協働の役割を果たすため、地域の学習・地域活動の拠点として、今後ますます不可欠になってくる。学校の様々な活動に地域住民が関わる橋渡しを公民館が行い、また公民館事業に地域の子どもが参加することで、異世代交流がはかれ、地域の安全安心、地域文化の継承、地域行事の充実などにつながり、社会に開かれた教育課程が実現することが期待される。地域住民、関係団体などとの協働事業を推進することで、学びを通じた地域づくりへとつなげる役割が、公民館に求められている課題である。

⑤職員の専門性の向上とそのための体制の整備

公民館に期待される様々な役割を果たしていくために核となるのは職員である。公民館職員には、地域における学び合いのコーディネーターやファシリテーターとしての役割が期待されている。公民館職員としての専門性を向上させるための配置や研修のしくみを構築することが求められる。

3. 今後の公民館のあり方について

(1) 社会教育施設としての公民館の維持

前述の一元化が行われた場合でも公民館機能が維持されるためには、まず条例上の運営目的に「社会教育の推進」というような文言を明記する例規の整備が必要である。併せて、教育委員会と市長部局の連携を庁内で明確に位置付け、定期的な会議や研修を担保する必要がある。また、「公民館」の文言を市民に分かりやすい形で残し、その意図を表現できないか模索する。

何より住民の社会教育活動を支えるために不可欠なのが地域の拠点となる施設の整備や維持管理である。それぞれの地区の活動が滞りなく実施できるよう日頃からの維持管理や必要に応じた施設工事等の対応を疎かにしてはならない。

なお、新しい制度に基づく施設には、新しい名称が必要である。そのため、これまで公民館に親しみをもってきた市民層、若年層を含め、多様な市民の参加によって施設の名称（愛称を含む）を改めても良いのではないか。

（２）多様な市民への利用の拡大

地域住民が誰でもつどい、自由に学べる開かれた場、ふらっと立ち寄り、そこに行けば地域の人や情報とつながることができる場にするために、ロビーの活用や空き部屋の開放、利用単位や曜日の再考など、公民館は地域の特性や施設環境に即した時世に合った創意工夫をしていく必要がある。幼い子どもがいる子育て世代が事業参加するには、保育機能の充実も必須である。

新型コロナウイルスの影響を受けて、子どもの体験活動の大切さが改めて注目される中、公民館だからこそ行える相互学習や世代を超えた体験交流型の取り組みを企画実施し、子どもや子育て世代に加え、高校生・大学生など利用者層の幅を広げる努力に取り組む必要がある。若い世代が公民館を利用し、自身の体験として地域と関わることで、将来の地域の担い手につなげていく役割がある。

そのためには、新しい手法も採り入れ、全方位に向けた情報発信並びに情報収集が重要になってくる。若い世代、子育て世代の関心を促す広報手段を講じる必要がある。

（３）市民と地域のニーズに応える公民館事業の活性化

住民が地域活動に参加するきっかけづくりのために、地域住民のニーズを捉え、魅力ある事業を実施することが重要である。

利用者の高齢化に加え長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、サークル活動や地域独自で運営する集会施設での活動が難しくなっている中、地域団体の活動支援はより一層力を入れるべき重要な役割である。

また、それぞれの団体が学び合い、助け合うことでコミュニティが形成され、地域づくりにつながっていくよう、地域で活動している団体同士のネットワーク形成を手助けすることも公民館には求められる。

地域のネットワーク形成は、所沢市でも導入が決定されたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）においても重要とされる。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるためには、学校と地域をつなぐ体制が必要であり、まさに公民館が地域ネットワークの要として役割を担うべきである。

（４）公民館職員の専門性の向上

公民館が地域活動の拠点として公民館機能を維持・発展させていくためには、運営に関わる職員の資質や専門性を向上させることがとりわけ重要である。日々、地域住民や団体に関わる中で必要となるコミュニケーション能力や折衝力だけでなく、住民

と一緒に事業を企画し運営する協働力や地域のニーズを捉える情報力など様々な能力が求められる公民館職員には、それを養う基礎的な研修や地域に応じた研修など、充実した研修を継続して行う必要がある。

また、文部科学省が地域のコーディネーターとして推奨する社会教育士の称号を多くの職員が取得できるよう予算措置をはじめとする環境づくりを積極的に行い、各地区に有資格者を配置することが求められる。

地域に根付いて事業を行う公民館の場合、経験値や資格を十分に生かせるだけの臨機応変な雇用形態を取り入れることが望ましい。

(5) 公民館の運営について協議する組織

第9次一括法にもとづき、社会教育法における特定公民館の公民館運営審議会として設置する。これは、現在の所沢市公民館運営審議会を継承する組織として位置づける。ただし、まちづくりセンターとの一元化によって設置される特定公民館の審議会であるため、まちづくりに関する人材も委員の中に含め、公民館が学ぶこととまちづくり（地域づくり）の相乗効果を生むための拠点となることを促すような議論を可能とすることが望ましい。

(6) 一元化に向けて担保すべき制度上の条件

上記(1)～(5)をふまえ、一元化に向けて所沢市の公民館（特定公民館）に求められる制度上の必要条件を整理すると、下記のとおりである。これらを公民館（特定公民館）の条例に明記すべきである。

①法令上の位置づけ

第9次一括法による社会教育法の改正で規定される「特定公民館」（首長が設置・運営し、社会教育法と同等の社会教育施設として位置づけられるもの）とする。

②組織体制

(5)で述べたとおり、社会教育法で規定される公民館運営審議会を設置する。委員としては、まちづくり・コミュニティづくりに関する委員、市民公募委員も入れることが好ましい。

さらに、特定公民館の運営・事業等を社会教育の施設として実施することを担保するため、教育委員会と市長部局との間の連携（定期的な会議や特定公民館職員の研修など）を義務付ける。

③人材の確保・育成

各特定公民館に、社会教育主事の有資格者（あるいは社会教育士）を配置するとともに、職員の力量形成のために計画的な職員研修を行う。

結びに

本答申は、公民館がまちづくりセンターと一元化するにあたり、求められる今後の姿と役割を提起するものである。

所沢市の公民館が、地域にとっての人づくり、まちづくりのための核となり、住民にとっての学びの場や居場所としてあり続けるため、行政と市民がそれぞれ責任と役割を共に担い、新たなステージに移るまちづくりセンターがよりよく進化し続けること、公民館の新しい使命を果たすことを期待するものである。

○所沢市立公民館設置及び管理条例（抜粋版）

昭和45年1月5日条例第2号

（設置）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、法第21条の規定により所沢市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

（名称等）

第2条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
所沢市立中央公民館	所沢市元町27番5号	宮本町一丁目、宮本町二丁目、西所沢一丁目、西所沢二丁目、金山町、喜多町、北有楽町、日吉町、東町、寿町、元町、御幸町、旭町、有楽町、くすのき台一丁目の一部、くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、星の宮一丁目、星の宮二丁目
所沢市立小手指公民館	所沢市北野南一丁目 5番地の2	小手指町一丁目、小手指町二丁目、小手指町三丁目、小手指町四丁目、小手指町五丁目、小手指南一丁目、小手指南二丁目、小手指南三丁目、小手指南四丁目、小手指南五丁目、小手指南六丁目、小手指元町一丁目、小手指元町二丁目、小手指元町三丁目、北野新町一丁目、北野新町二丁目、北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、北野南一丁目、北野南二丁目、北野南三丁目、上新井一丁目、上新井二丁目、上新井三丁目、上新井四丁目、上新井五丁目、小手指台、大字山口の一部
所沢市立小手指公民館分館	所沢市小手指町四丁目 22番地の2	
所沢市立富岡公民館	所沢市大字北岩岡	北原町の一部、北中一丁目、北中二丁目、

	117番地の1	北中三丁目、北中四丁目、岩岡町、所沢新町、中富南一丁目、中富南二丁目、中富南三丁目、中富南四丁目、向陽町の一部、大字中富、大字下富、大字神米金、大字北岩岡
所沢市立吾妻公民館	所沢市大字久米2229番地の1	くすのき台一丁目の一部、くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、東住吉、南住吉、西住吉、松が丘一丁目、松が丘二丁目、大字久米、大字北秋津、大字荒幡の一部
所沢市立柳瀬公民館	所沢市大字城964番地の8	東所沢一丁目、東所沢二丁目、東所沢三丁目、東所沢四丁目、東所沢五丁目、大字本郷の一部、大字新郷、大字南永井、大字日比田、大字亀ヶ谷、大字城、大字坂之下
所沢市立松井公民館	所沢市大字上安松1286番地の1	くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、西新井町、東新井町、東所沢和田一丁目、東所沢和田二丁目、東所沢和田三丁目、大字上安松、大字下安松、大字下新井の一部、大字牛沼、大字松郷、大字本郷の一部
所沢市立新所沢公民館	所沢市緑町一丁目8番3号	緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、榎町、泉町、青葉台、向陽町の一部、けやき台一丁目、けやき台二丁目
所沢市立三ヶ島公民館	所沢市三ヶ島五丁目1639番地の1	狭山ヶ丘一丁目、狭山ヶ丘二丁目、若狭一丁目、若狭二丁目、若狭三丁目、若狭四丁目、東狭山ヶ丘一丁目、東狭山ヶ丘二丁目、東狭山ヶ丘三丁目、東狭山ヶ丘

		四丁目、東狭山ヶ丘五丁目、東狭山ヶ丘六丁目、西狭山ヶ丘一丁目、西狭山ヶ丘二丁目、和ヶ原一丁目、和ヶ原二丁目、和ヶ原三丁目、林一丁目、林二丁目、林三丁目、三ヶ島一丁目、三ヶ島二丁目、三ヶ島三丁目、三ヶ島四丁目、三ヶ島五丁目、堀之内、糶谷
所沢市立山口公民館	所沢市大字山口5004番地	大字山口の一部、大字上山口、大字勝楽寺、大字荒幡の一部
所沢市立新所沢東公民館	所沢市美原町一丁目2922番地の16	並木五丁目、松葉町、弥生町、美原町一丁目、美原町二丁目、美原町三丁目、美原町四丁目、美原町五丁目、北所沢町、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目
所沢市立並木公民館	所沢市並木八丁目3番地	並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、並木六丁目、並木七丁目、並木八丁目、若松町、こぶし町、北原町の一部、中新井一丁目、中新井二丁目、中新井三丁目、中新井四丁目、中新井五丁目、大字下新井の一部、大字中新井

(管理)

第3条 公民館は、所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(公民館運営審議会)

第4条 法第29条第1項の規定により所沢市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)

を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

(使用の範囲)

第5条 公民館は、その事業に支障のない限り、市民の集会その他公共的事業に使用させることができる。

(使用の許可)

第6条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用料)

第7条 前条の許可を受けたものは、許可と同時に使用料を納めなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めによらない理由で使用できなかつたとき。

(2) 管理上の必要により教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

3 使用料は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公用又は公共的事業のために使用する場合において必要があると認めるときは、その申請により使用料を減免することができる。

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、その使用を許可しないか、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 公安を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 興行を目的とするものと認めるとき。

(3) 営利を目的とする商品の陳列又は売店類似のものと認めるとき。

(4) 使用許可後、その目的を変更し、又は転貸し、若しくは設備を毀損するおそれがあつて、使用の方法が不相当と認めるとき。

(5) 法において、使用を制限されたものと認めるとき。

(6) その他教育委員会が支障があると認めるとき。

(使用者の心得)

第10条 公民館を使用する者は、公民館職員の指示に従い、教育委員会の定める使用心得を遵守しなければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者はその使用を終わつたとき、又は使用許可を取り消されたときは、清掃を行い、器具等を原状に回復して公民館職員に引き渡さなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、公民館の建物又は附属施設を毀損し、又は滅失した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

2 教育委員会は、第9条の規定に基づく使用許可の取消しによつて使用者が受けた損害について賠償の責めを負わない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

○所沢市立公民館設置及び管理条例施行規則（抜粋版）

昭和45年5月1日教育委員会規則第5号

（目的）

第1条 この規則は、所沢市立公民館設置及び管理条例（昭和45年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 所沢市立公民館（以下「公民館」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、月曜日の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（所沢市地区体育館条例（昭和61年条例第7号）に規定する地区体育館の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）。ただし、同日が土曜日に当たる場合を除く。

（2） 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休むことができる。

（所掌事務）

第4条 公民館の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

（1） 事業の企画及び実施に関すること。

（2） 公民館報及び学習情報の提供に関すること。

（3） 学習相談に関すること。

（4） 各種団体の育成に関すること。

（5） 他の行政機関及び教育機関との連絡調整に関すること。

（6） 利用団体の登録に関すること。

（7） 施設の使用許可に関すること。

（8） その他公民館の運営に関すること。

（公民館運営審議会）

第5条 所沢市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員数の3分の1以上の者から審議会に付議すべき事項を示して要請があつたときは、委員長は、臨時に審議会の会議を招集しなければならない。

（専門部会）

第7条 審議会において特別な事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、審議会の委員の互選とする。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

（書記）

第8条 審議会に書記を置く。

2 書記は、所沢市教育委員会事務局職員のうちから、委員長が任命する。

3 書記は、審議会の庶務に従事する。

（使用の許可の申請）

第9条 公民館を使用しようとする団体は、所沢市立公民館使用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出して許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 公民館の使用の許可の申請は、第11条の団体登録を受けた団体にあつては1月当たり6使用時間区分（その申請に係る使用時間区分のうち公民館を使用しようとする日（以下「使用希望日」という。）を経過した使用時間区分を除く。）を限度として、それ以外の団体にあつては1月当たり1日（当該団体のうち第11条第1項各号に規定する要件を満たす団体については、その申請に係る使用時間区分のうち使用希望日を経過した使用時間区分を除く。）を限度として行うことができる。

3 前項の申請は、使用希望日の属する月の1月前の月の初日（その日が第3条の休館日に当たるときは、同日後最初に到来する使用に供する日）から使用希望日まで行う

ことができる。ただし、第11条の団体登録を受けた団体以外の団体は、使用希望日当日の申請を行うことができない。

4 第11条第1項各号に規定する要件を満たす団体は、第2項の規定にかかわらず、使用希望日の7日前の日（その日が第3条の休館日に当たるときは、同日後最初に到来する使用に供する日）から使用希望日までは、その限度を超えて申請を行うことができる。ただし、第11条の団体登録を受けた団体以外の団体は、使用希望日当日の申請を行うことができない。

5 第11条第1項各号に規定する要件を満たさない団体は、第2項の規定にかかわらず、使用した月の翌月の使用に係る公民館の使用の許可の申請を行うことができない。

6 第2項の申請の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（使用の許可）

第10条 公民館の使用の許可は、申請の順とする。

2 教育委員会は、公民館の使用又は許可事項の変更を許可したときは、施設使用許可書兼領収書（様式第2号）を交付するものとする。

（団体登録）

第11条 公民館を使用しようとする団体であつて、次に掲げる要件を全て満たすものは、団体登録を受けることができる。ただし、団体登録は、2以上の公民館において行うことができない。

（1）原則として5人以上の者によつて組織されていること。

（2）団体を組織する者の半数以上が市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学していること。

（3）主に市内で活動すること。

（4）団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的かつ非営利的に運営されていること。

2 団体登録を受けようとする団体は、所沢市立公民館使用団体登録申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、団体登録を行うものとする。

4 団体登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録された事項に変更があつたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

5 団体登録の有効期間は、登録の日から同日後最初に到来する6月30日までとする。

(団体登録の取消し)

第12条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、団体登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (3) 登録団体から登録の取消しの申出があつたとき。
- (4) その他教育委員会が登録を不相当と認めたとき。

(予約システムによる使用の許可の申請等)

第13条 公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)の利用登録を受けた登録団体は、第9条第1項に規定する申請書の提出に代えて、予約システムによる公民館の使用の許可の申請を行うことができる。

2 前項の利用登録は、所沢市公共施設利用者カード登録(変更)申請書(様式第4号)により申請しなければならない。登録された事項を変更しようとするときも同様とする。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用登録を行うとともに、所沢市公共施設利用者カード(様式第5号)を交付するものとする。

4 予約システムの利用登録の有効期間は、登録の日から同日後最初に到来する6月30日までとする。

5 第1項の申請は、第9条第3項本文の規定にかかわらず、使用希望日の属する月の1月前の月の初日から使用希望日の前日まで行うことができる。

6 第1項の申請は、第9条第4項本文の規定にかかわらず、使用希望日の7日前の日から使用希望日の前日まで、その限度を超えて行うことができる。

7 第1項の申請の受付時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、月の初日において、その日から使用の許可の申請が可能となる使用希望日の申請の受付時間は、午前8時30分から午後12時までとする。

(予約システムによる抽選)

第14条 前条第3項の規定により利用登録を受けた登録団体は、使用希望日の属する月の2月前の月の10日から20日までの間に予約システムを利用し、1月当たり6使用時

間区分を限度として、公民館の使用の抽選の申込みを行うことができる。

- 2 教育委員会は、前項の抽選の結果を速やかに予約システムにより表示するものとする。
- 3 第1項の抽選により選出された同項の申込みは、前条第1項の申請とする。
(使用の許可の申請等の特例)

第15条 催事又は展示発表を目的とする公民館の連続使用の許可の申請は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う場合に限り行うことができる。

- (1) 公用のために使用する事業 国又は地方公共団体が主催し、又は共催する事業
 - (2) 公共的事業
 - ア 行政機関が委嘱し、又は任命した委員によつて構成される団体が実施する事業
 - イ 公共性又は公益性が高く、住民の福祉の向上に寄与する事業のうち、教育委員会が特に必要と認めたもの
 - (3) 相当期間にわたり事前準備の必要があると教育委員会が認めた事業
- 2 前項の申請をしようとする団体は、ホールの使用に係る計画書を使用の許可の申請時に提出しなければならない。この場合において、入場料等を徴収するときは、ホールの使用に係る事業の計画書及び予算書を提出しなければならない。
 - 3 第1項の申請は、第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、所沢市立中央公民館のホールにあつては使用希望日の属する月の6月前の月の初日(その日が第3条の休館日に当たるときは、同日後最初に到来する使用に供する日)から、所沢市立中央公民館のホール以外のホール及び音楽ホールにあつては使用希望日から3月前の日(その日が第3条の休館日に当たるときは、同日後最初に到来する使用に供する日)から使用希望日の属する月の2月前の月の9日(その日が第3条の休館日に当たるときは、同日の直前の使用に供する日)まで3日間を限度として行うことができる。この場合において、控室として1室を同時に申請することができる。
 - 4 第1項の申請の日において、その日から申請が可能となる使用希望日に係る申請が午前8時30分から午前9時までの間に2件以上あつた場合の使用の許可は、抽選により決定する。
 - 5 第1項第3号に該当する事業に対する使用の許可は、1年度につき2回を限度とする。
(使用人数)

第16条 公民館を使用しようとするときの使用人数は、原則として3人以上とする。

(使用料の減免)

第17条 条例第8条による使用料の減免を受けようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の減免を受けようとする団体は、施設使用料減免申請書(様式第6号)を使用の申請時に提出しなければならない。

(入館の制限)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 感染性の疾病者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物若しくは物品を携行する者
- (3) 風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第19条 公民館の使用を許可された者は、使用に当たっては職員の指示に従うとともに次の事項を堅く守らなければならない。

- (1) 使用の前後は、職員に申し出ること。
- (2) 許可されたもの以外は使用しないこと。
- (3) 使用後は、清掃し、使用した器具は元の位置へ返しておくこと。
- (4) 許可された時間内に終了すること。
- (5) 電話を使用するときは料金を納めること。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。